

2024年11月

## 1. 最近の出来事総集編（2024年10月25日～11月15日）

- 10月25日号：今週は日本の名古屋で日豪経済会議が実施されるなど日豪の動きが活発な週になっており、1963年以来、今年で61回目を迎えます。トピックのキーワードとしては、脱炭素、IT（情報技術）、安全保障分野、重要鉱物等があがっています。

オーストラリアでは連邦政府と州政府に分かれており、各州での現在、前回、前々回の政党の推移を見てみると以下の様になっていました。

|     | 主要都市  | 現在  | 前回  | 前々回 |
|-----|-------|-----|-----|-----|
| 連邦  |       | 労働党 | 自由党 | 自由党 |
| NSW | シドニー  | 労働党 | 自由党 | 自由党 |
| VIC | メルボルン | 労働党 | 自由党 | 自由党 |
| QLD | ブリスベン | 労働党 | 労働党 | 自由党 |
| WA  | パース   | 労働党 | 労働党 | 自由党 |
| SA  | アデレード | 労働党 | 自由党 | 労働党 |
| TAS | ホバート  | 自由党 | 自由党 | 自由党 |
| NT  | ダーウィン | 自由党 | 労働党 | 労働党 |
| ACT | キャンベラ | 労働党 | 労働党 | 労働党 |

- 11月1日号：先週末から日本の選挙、オーストラリア QLD 州（ブリスベンやゴールドコーストのある州）での選挙、そして来週は US の大統領選挙などが続きます。QLD 州では政党が労働党から自由国民党に変わりました。

今週は競馬のメルボルンカップについてです。来週、11月5日（火）は164回目のメルボルンカップが開催され、メルボルンのある VIC 州は祝日となります。ちなみに、メルボルンは当該メルボルンカップ、テニスの全豪オープン、Formular 1 やゴルフの PGA 等、スポーツイベントが目白押しの都市です。ところで、過去のメルボルンカップの優勝馬の調教国は次のようになっており、3年連続オーストラリアとなっています。今年、日本馬はワーブスピードが出走予定です。

|      | 優勝馬の調教国 |      | 優勝馬の調教国 |
|------|---------|------|---------|
| 2023 | オーストラリア | 2018 | イギリス    |
| 2022 | オーストラリア | 2017 | アイルランド  |
| 2021 | オーストラリア | 2016 | オーストラリア |
| 2020 | アイルランド  | 2015 | オーストラリア |
| 2019 | オーストラリア | 2014 | ドイツ     |

- 11月8日号：今週はソーシャルメディアの利用禁止についてです。オーストラリア政府は16歳未満の子供のソーシャルメディア利用を禁止する法律を導入予定と発表しました。アルバジーニ首相は、来週議会に提出されるこの法案は、ソーシャルメディアがオーストラリアの子供達に与える悪影響を軽減することを目的としているとコメントしています。詳細の多くはまだ議論されていませんが政府は、この法令はすでにソーシャルメディアを利用している若者には適用されないとコメントしています。
- 11月15日号：今週は高速鉄道についてです。オーストラリア政府は東海岸の主要都市を結ぶ高速鉄道のルート選定を開始したと発表しました。今回の対象区間はNSW州内でのシドニーとシドニーから北へ約170Kmにあるニューキャッスル間です。今後は、ブリスベン（QLD州）→ニューキャッスル→シドニー（NSW州）→首都キャンベラ（ACT）→最終メルボルン（VIC州）の約1,800Kmが高速鉄道つながる可能性もあります。

## 2. クリスマスパティー等におけるFRINGE BENEFIT TAX (FBT) の免除

47%と高い税率が課されるFRINGE BENEFIT TAX (FBT) ですが、特定の場合に免除を受けることができます。本稿ではクリスマスパーティー等におけるFBTの免除について概要を紹介します。

- 会社で開催されるクリスマスパーティーに係る費用は、一定の要件を充たす場合にFBTが免除となる可能性があります。
- 具体的には、接待飲食費について「50-50 split method」(注)を採用していない場合、以下の条件を充たせば**FBTが免除**となります。
  - クリスマスパーティーの飲食に係る費用であること

- **営業日**に提供されていること
- **事業敷地内**で提供されていること
- **現在の従業員**に対して提供されていること（従業員の家族や親戚等への提供は免除の対象になりません）
- 上記の他、パーティー費用やクリスマスギフト費用がそれぞれ従業員 **1人あたり300豪ドル未満**の場合は、所定の条件を充たすことで **FBTを少額免除**することができる可能性があります。この少額免除は従業員だけでなく**従業員の家族や親戚等も対象**となります。なお、この300豪ドル未満か否かの判定は、パーティー費用とクリスマスギフト費用を合算せずそれぞれで行います。
- なお、FBTの対象とならなかったクリスマスパーティーに係る費用については、雇用主において法人税法上の**損金に算入することはできません**。

(注) FBT 年度中（毎年4月～翌年3月の1年間）における全ての接待飲食費（従業員または顧客等のいずれに提供されたかに関わらず）の50%を課税対象額とする方法

お問い合わせ先

## Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

Web : <https://www.faircongrp.com/>



讃岐 修治

オーストラリア国公認会計士

E-Mail : [sh.sanuki@faircongrp.com](mailto:sh.sanuki@faircongrp.com)



鳥居 裕司

日本国公認会計士/米国公認会計士

オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士

E-Mail : [hi.torii@faircongrp.com](mailto:hi.torii@faircongrp.com)

「FCG オーストラリア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。